

## 発熱や呼吸器症状等がある場合の受診について

### 1 発熱等診療外来の受診と検査について

感染力の強い新型コロナウイルス感染症流行に伴う療養環境の維持・院内感染の防止のため、下記の条件のいずれかに当てはまる方は申し出ていただき、発熱等診療外来受診をお願いしています。

下記以外の症状で、来院（診察予約している場合を含む）されている方につきましても、下記の症状がある場合は、いったん、発熱等診療外来の検査にて新型コロナウイルス陰性が確認されるまで、原則として院内での他科診察をお断りしております。

発熱等診療外来受診を希望されない場合は、お手数をお掛けして申し訳ありませんが、症状消退後改めて受診予約取得をお願いいたします。

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| ア | 発熱                    |
| イ | 上気道症状（咳、痰、のどの痛み、鼻水など） |
| ウ | コロナ陽性の方との濃厚接触歴        |
| エ | その他、新型コロナウイルス感染症を疑う所見 |

### 2 診察料や選定療養費のお支払いについて

・発熱等診療外来では新型コロナウイルスに関する検査等を行い、その分の検査料や診察料が発生します。

・また、当院は紹介患者や重症者・ハイリスク患者の対応を基本としているため、紹介状のない受診は選定療養費（7,000円：税込）が別途必要（ただし、「元々予約受診で来院された当日」等の場合は不要）となることから、身近な診療所等（発熱等外来対応医療機関）の受診をお勧めしています。

【発熱等外来対応医療機関は、兵庫県ホームページや下記相談窓口を参考ください】

#### ●医療機関受診方法の方法（兵庫県ホームページ）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hatsunetsusoudan.html>

上記サイトの【発熱等外来対応医療機関 公表一覧】をご覧ください。

兵庫県新型コロナウイルス感染症健康総合相談窓口 078-362-9980

神戸市新型コロナウイルス専用健康相談窓口 078-322-6250

